

新旧対照表

【水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 28 年 4 月 8 日財関第 468 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6 還付の請求の取扱い</p> <p>令第 5 条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法第 8 条第 32 項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「水酸化カリウムに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式 2。以下「還付請求書」という。） 2 通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により会計検査院へ「<u>財務省の計算証明に関する指定</u>」（平成 29 年会計検査院訓令 29 検第 402 号）第 17 条第 1 項(2)《<u>国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定</u>》）に規定する書類を送付する必要がある場合（<u>同条第 2 項の規定により支払決定の額が 300 万円を超えないものを除く。</u>）には、1 通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p>	<p>6 還付の請求の取扱い</p> <p>令第 5 条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法第 8 条第 32 項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「水酸化カリウムに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式 2。以下「還付請求書」という。） 2 通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により会計検査院へ「<u>財務省の計算証明に関する指定について</u>」（平成 4 年会計検査院訓令 4 検第 412 号）第 3 章第 6 第 1 項(2)《<u>国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定</u>》）に規定する書類を送付する必要がある場合（<u>同章第 6 第 2 項の規定により支払決定の額が 300 万円を超えないものを除く。</u>）には、1 通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p>